満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合にあっては、二歳に満たない子）を養育するための休業をいう。五において同じ。）を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、被保険者である期間内にある日（以下「休業開始応当日」という。）の各前日から各前月の休業開始応当日までさかのぼった各期間のうち賃金の支払の基礎となった日数が一一日以上であるものをいう。）が一二箇月に満たない場合は、労働基準法第六五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）から起算して計算することとした。（第六一条の七第三項関係）

五　雇用保険法の一部改正関係

1　育児休業給付金の改正

㈠　被保険者が同一の子について三回以上の育児休業（厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合の三回目以後の育児休業については、育児休業給付金を支給しないこととした。（第六一条の七第二項関係）

㈡　被保険者が同一の子について二回以上の育児休業をした場合は、初回の育児休業を開始した日を基準としてみなし被保険者期間及び休業開始時賃金日額（当該被保険者が育児休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。）を計算することとした。（第六一条の七第一項及び第六項関係）

2　出生時育児休業給付金の創設

㈠　育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加することとした。（第六一条の六第一項関係）

㈡　被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、出生時育児休業（子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に四週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業であって、当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下同じ。）をした場合において、当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して一二箇月以上であったときに、休業開始時賃金日額（当該被保険者が出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。㈣において同じ。）に、当該子に係る出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額（㈣において支給額という。）の出生時育児休業給付金を支給することとした。（第六一条の八第一項及び第四項関係）

㈢　㈡にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、出生時育児休業給付金を支給しないこととした。（第六一条の八第二項関係）

(1)　同一の子について当該被保険者が三回以上の出生時育児休業をした場合の三回目以後の出生時育児休業

(2)　同一の子についてした出生時育児休業の日数が合計二八日に達した日後の出生時育児休業

㈣　㈡にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者にその事業主から当該出生時育児休業の期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額と支給額との合計額が休業開始時賃金日額に当該出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の一〇〇分の八〇に相当する額を超えるときは、当該超える額を支給額から減じて得た額を支給することとし、当該超える額が支給額を超えるときは、支給しないこととした。（第六一条の八第五項関係）

㈤　育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における育児休業給付金の額は、当該被保険者が初回の育児休業を開始した日から起算し育児休業給付金の支給に係る休業日数及び出生時育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して一八〇日に達する日までの間に限り、休業開始時賃金日額（当該被保険者が育児休業をした場合にあっては、初回の育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。）に支給日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額とすることとした。（第六一条の八第八項関係）

六　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の施行の状況、男性労働者の育児休業の取得の状況その他の状況の変化を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第七条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（法律第五九号）（環境省）

1　栄養塩類管理計画の策定

㈠　関係府県知事は、単独で又は共同して、栄養塩類（窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物をいう。以下同じ。）を適切に増加させるための海域における栄養塩類の投入、工場又は事業場における汚水等の処理の方法の変更その他の措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）の計画的な実施に関する計画（以下「栄養塩類管理計画」という。）を定めることができることとした。（第一二条の六第一項関係）

㈡　栄養塩類管理計画においては、栄養塩類管理計画の区域（以下「計画区域」という。）等を定めることとした。（第一二条の六第二項関係）

㈢　栄養塩類管理計画は、基本計画及び当該府県知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこととした。（第一二条の六第三項関係）

㈣　栄養塩類増加措置の対象とする物質に係る水質の目標値は、水質環境基準の範囲内において定めなければならないこととした。（第一二条の六第四項関係）

㈤　関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うこととした。（第一二条の六第五項関係）

㈥　関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者等の意見を聴くとともに、当該栄養塩類管理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないこととした。（第一二条の六第六項関係）

㈦　関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩類増加措置の実施に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないこととした。（第一二条の六第七項関係）